

23～24年度 第1回 (社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会議事録			
開催日時	平成23年 7月29日(金)	会 場	神事協会議室
出席者 (○)	担当副会長 ○ 棕茂廣 ○ 白井委員長・○ 増田・○ 折笠		
1. あいさつ 棕副会長より			
2. 報告事項 昨年度開催した準備会の議事録を配布。 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会規程を確認。			
3. 議 題			
(1) 今後の進め方等について			
・ 会員増強のツールとしたい。また、一般消費者のメリットとなるものとして。 ・ 第三者意見の必要性。			
委員の人数と選定基準について			
・ 各ブロックより1名とし、総勢12名で構成したい。 ・ 一級取得後、15年以上の方で、設計・監理の経験を提出してもらい、支部長より推薦頂く。 ・ 委員が決まってから副委員長を選定することとした。			
実施内容について			
・ 二人以上の複数名で実施。 ・ 実施項目を決定する。 ・ マニュアルの作成 ・ 物件予想としては、建売、工務店のものが考えられる。 ・ 実施契約内容については、パターン化による金額設定が必要。(設計段階、施工段階等) ・ 設計者選定段階のものは、登録者名簿(「住・緑・家」等)で紹介。お客さんには、セカンドオピニオンの利用が可能と案内する。 ・ 想定される内容についてピックアップする。住宅の範囲で川上から川下までのプロセスチェック。			
<宿題>			
・ 各委員よりメールにて、問題点、気付いた点を出し、9月の委員会にて精査する。			
今後のスケジュールについて			
・ 委員会開催：9/12(15:00～) 10/11(14:00～) 11/15(15:00～) 12/13(15:00～)とした。 ・ 12月に委員の募集を行うこととした。 ・ 平成24年6月から実施予定とした。			
登録者規定等の作成について			
・ 各種様式の作成。(チェックリスト等も含む)			
委員の指定講習の実施及び内容について			
・ 今後考えていく。			
顧問弁護士とのヒアリング実施について			
・ 1～3月の間で、内容等が決定した段階でヒアリングを実施。			
設計監理指導委員会の業務との棲み分けについて			

- ・苦情等については、設計監理指導委員会が担当する。
- ・判断基準の作成。

第三者監理・検査（インスペクター業務）について

- ・検査結果報告書を協会で出せるのか？
- ・保険の問題。
- ・リスクヘッジをどうするのか？
- ・実施マニュアルの作成。

（２）その他

次回 平成 23 年 9 月 12 日（月）15:00～17:00 神事協会議室にて

23～24年度 第2回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成23年9月12日(月)	会場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男		

○棕担当副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 登録者規定等の作成について

- ・ 先ず、たたき台の作成をするべきである。(白井委員長)
- ・ 設計監理指導委員会で作成した調査鑑定業務の登録規定を基にたたき台を作成します。
(増田委員)

(その他の意見)

- ・ 登録条件案としては管理建築士講習の修了、一級建築士資格取得後15年以上、設計・監理の経験が必須など。CPDの点数の活用も視野に。
- ・ 調査鑑定業務の名簿のように、登録者の仕事につながるスタイルになるとよい。

2. 委員の指定講習の実施及び内容について

- ・ 実施内容は、委員が決まった後、具体的に詰めていく。
- ・ 各委員会にて行う講習会等を指定講習と位置づけてはどうか。

3. 顧問弁護士とのヒアリング実施について

- ・ 次回(10/11)もしくは次々回(11/15)の委員会に出席を依頼する。
質問の内容は事前に検討しておく。

4. 設計監理指導委員会の業務との棲み分けについて

- ・ 消費者が設計者との関係を修復できるかが基準点となるのではないか。
また、棲み分けの基準を内規として作成する。(白井委員長)
- ・ 最終的には調査鑑定名簿の中から委員を募集するかたちになるのでは。(増田委員)

(その他の意見)

- ・ 最初は、会員および消費者のフォロー体制というスタンスで始めてはどうか。
会員も第三者によるチェックが入るので気が引き締まるのでは。
- ・ 対応する内容はコスト、対応、デザインについて。
ただし、デザインについては方法論のみ。(内容については対応不可)
- ・ 相談の方法は面談のみ。将来的には有料としたい。

5. 第三者監理・検査(インスペクター業務)について

- ・ 監理業務を主に行っている事務所をリストアップし、名簿の作成および紹介という形式はどうか。
- ・ インスペクター業務についてはアメリカの現状等をもう少し検証する必要がある。

6. その他

* 次回委員会日程について

第3回 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会

平成23年10月11日(火) 14:00～ 神事協2F会議室にて

以上

23～24年度 第3回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成23年10月11日(火)	会場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男		

○棕担当副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 登録者規定等の作成について

- ・調査鑑定業務の登録規定を基に精査を行い、下記のとおり追記および修正を行う。

1.目的

- ・当委員会の立上準備時に定めた目的に差替える。

2.登録資格

- ・タイトル「登録資格」→「登録人資格」(追記)
- ・建築士事務所に所属している者であること。(追記)
- ・事務所に所属している者であること。(追記)
- ・且つ、一級建築士資格取得後実務経験15年以上(修正)
および は別記として7.に掲載する。

3.登録方法・申請方法

- ・登録を希望する建築士は(修正)
- ・「建築物等調査・鑑定業務登録事務所申請書」に(他の名称を検討)
- ・理事会の承認を得た後、「家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会」が(修正)
- ・および「建築物等調査・鑑定業務登録事務所名簿」(他の名称を検討)
- ・事務局及び各支部に備え置くこととする。(削除)
- ・登録建築士には(修正)
- ・「建築物等調査・鑑定業務登録事務所証明書」(他の名称を検討)

4.登録機関等

- ・2月5日から2月28日迄(他の期間を検討)
- ・1登録者 10,500円(修正)
- ・登録建築士が所属する事務所が会員でなくなった場合(追記)
- ・行政処分を受けた場合、または当会倫理委員会で処分を受けた場合、登録を取り消す。
(追記)

5.講習会

- ・指定管理者講習会の受講に努めること。(削除)

6.依頼人よりの照会への対応

- ・依頼人より業務の照会依頼があった場合(修正)
- ・「建築物等調査・鑑定業務登録事務所名簿」(他の名称を検討)
- 全文削除
- ・登録建築士は、業務内容及び費用等について(修正)
- ・但し、本部の規定による。(文末に追加)

7.調査・鑑定業務登録事務所の責務

- ・タイトル「調査・鑑定業務登録事務所」→(他の名称を検討)
- 全文削除
- ・「調査・鑑定業務完了報告書」→(他の名称を検討)
- 守秘義務に関する項目を3つ程度掲載する。

*その他

- ・文中の「本会」→「本部」に変更。

次頁へ

2. 委員の指定講習の実施及び内容について

- ・設計監理指導委員会主催「建築物等調査・鑑定業務登録事務所研修会」の受講は必須とする。
- ・対応方法に関する講習会の実施。
- ・他の実施すべき講習会の内容については城田弁護士の見解も参考に検討する。
- ・委員募集案内を担当副会長名にて今月中に発信する。(現委員+8ブロック)

3. 設計監理指導委員会の業務との棲み分けについて

- ・棲み分けの基本的な考え方は以下の通りとする。
トラブル相談 → 設計監理指導委員会
家づくりに関する相談 → 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会

4. 第三者監理・検査(インスペクター業務)について

- ・設計内容について意見を述べることは難しい。
- ・監理・検査を含む、神事協会員の取扱い業務を1枚にまとめた名簿一覧の作成を目指してはどうか。

5. その他

*登録者名簿の作成について

- ・登録者の専門分野を表記する。(木造、非木造、設備など)

*相談実施日について

- ・相談受付は毎週水曜日、相談日は月2回程度にて検討する。

*相談申込書の記入内容について

- ・現在の進捗状況、相談内容など

*相談料について

- ・最初の1～2年は相談料を無料とし、要調査などの次のステップへ進む場合には、有料としてはどうか。
- ・相談者(消費者)から費用を取ることによるリスクについて城田弁護士へ確認する。
あわせて相談者(消費者)に対して控えた方がよい発言、言葉などについても確認する。

*次回委員会日程について

第4回 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会

平成23年11月15日(火)15:00～ 神事協2F会議室にて

以上

23～24年度 第4回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成23年11月15日（火）	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男 オブザーバー：城田顧問弁護士		

○棕担当副会長挨拶

○白井委員長挨拶

○委員会の趣旨および概要について白井委員長より城田顧問弁護士へ説明

1. 登録者規定（要綱）の作成について

＊『7. 調査・鑑定業務登録事務所の責務』の守秘義務について

- ・参考として他の行政や地方公務員法の守秘義務関連の記述を確認。
- ・基本的に、「得た情報（個人情報、業務上知り得た情報）は正当な理由なく外に出してはならない。」という趣旨の文言があればよいのでは。（城田弁護士）

2. フローおよび対応マニュアル骨子の作成について

＊内容の検討について

（城田弁護士）

- ・きちんとしたマニュアルを作成し、登録者への周知を行う必要がある。
内容については立場を明確にし、言葉をきちんと選ぶこと。
また、相談内容に対して「断定は不可」という趣旨を盛り込んだ方がよい。
→ 登録者との申し合わせを徹底することが必須。
- ・申込受付の際は、申出人（消費者）に対し、注意事項等の案内を必ず提示するべき。
（白井委員長）
- ・問題が発生した場合、登録者ではなく協会の責任となってしまう。→登録者の管理徹底が必要。
- ・意匠に関する話しはNG。
- ・登録者は申出人（消費者）との関係のみ。登録者自らが解決行為を行うのはNGとする。
- ・スタート後、実績を積み重ね、都度改善を図っていく。

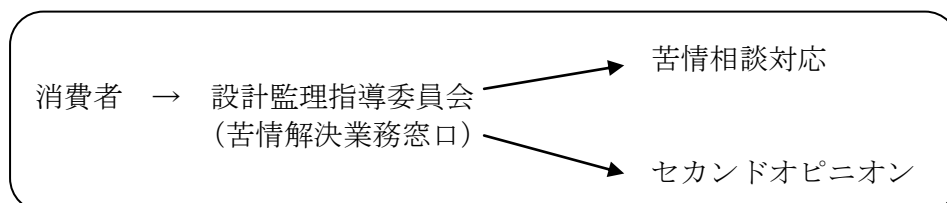
3. 指定講習の内容について

→次回討議を行う。

4. 設計監理指導委員会の業務との棲み分けについて

＊棲み分け案

- ・毎週水曜日に行っている苦情解決業務にて内容を確認の上、振り分けを行ってはどうか。



- ・他の委員会との兼ね合いを一覧にしてはどうか。（城田弁護士）

5. 第三者監理・検査（インスペクター業務）について

→次回討議を行う。

6. その他

* 申出人（消費者）からの相談手数料の収受について

- ・相談手数料を収受するリスクは大きい。金額の大小に関係なく申出人（消費者）から当会に対する責任追求等のリスクが発生する可能性がある。（棕副会長）
- ・「事務手数料」という名目で収受してはどうか。
- ・きちんと時間を区切ってお金をとる。設監の苦情相談も1件の対応時間が長いのではないかな。
(城田弁護士)

* 今後のスケジュールについて（白井委員長より）

- ・来年度前半は主にマニュアル整備と研修会の開催を目指す。
- ・来年度秋口から第一弾をスタートしたい。

* その他（城田弁護士より）

- ・セカンドオピニオンの趣旨、枠組みを作った方が、議論しやすい。
- ・家づくりに建築士が関わっていること自体が周知できていないのではないかな。
- ・消費者に対し、家づくりに関する勉強会を開いてはどうか。→周知する良い機会となるのでは。

* 次回委員会日程について

第5回 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会

平成23年12月13日（火） 15：00～ 神事協2F会議室にて

以上

23～24年度 第5回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成23年12月13日（火）	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男		

○棕担当副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 登録者規定（要綱）の作成について

- ・登録要綱（案）を基に精査を行い、下記のとおり追記および修正を行う。

1.目的

- ・建築主**その他の関係者**からの建築士事務所が行った（削除）
- ・「**第二の意見**」を求められたときに**第二の意見**を述べる業務を行う。（削除および追記）

2.登録資格

- ・タイトル下に**次の①～③全てに該当する建築士**を追記
- ・①（社）神奈川県建築士事務所協会（以下、本部）（追記）
- ・①実務経験15年以上**継続して**業務を行っている**建築士**（削除および修正）
- ・②本部が実施する登録者用研修会を受講した**建築士**（修正）
- ・③CPD情報提供制度に登録している**建築士**（追記）

3.登録方法・申請方法

- ・①「家づくりセカンドオピニオン認定登録申請書」に（修正）
- ・②登録希望者は、**本部が実施する登録者用研修会を受講後**、登録料を沿えて（削除）
- ・③登録建築士は理事会報告後、（修正）
- ・③および④「家づくりセカンドオピニオン認定登録名簿」（修正）
- ・④事務局**及び各支部**に備え置くこととする。（削除）
- ・⑤認定登録建築士には、「家づくりセカンドオピニオン認定登録証明書」（追記および修正）

4.登録機関等

- ・①登録受付期間（新規更新とも）は、各年の指定した期間とする。（修正）
- ・③認定登録費用（追記）
- ・③1登録者10,000円（修正）
- ・③**但し、登録機関が1年の場合には8,400円とする。**（削除）
- ・④認定登録建築士が所属する事務所が（追記）
- ・④または、本部倫理委員会の処分を受けた場合は認定登録を取り消す。（修正および追記）

5.講習会

- ・①**新規および更新登録者は、**本部が実施する指定講習会の受講に努めること。（削除）
- ・②**必要に応じ**認定登録者の資質向上をはかるための（削除および追記）

6.依頼人よりの照会への対応

- ・タイトル 建築主よりの照会への対応（修正）
- ・①「家づくりセカンドオピニオン認定登録名簿」（他の名称を検討）
- ・②**但し、本部の規定による。**（削除）

7.調査・鑑定業務登録事務所の責務

- ・タイトル 認定登録建築士の責務（修正）
- ・①建築主が依頼する～〈中略〉～できる認定登録建築士であること。（修正）
- ・②全文削除
- ・③→②「家づくりセカンドオピニオン業務実施報告書」（修正）
- ・③得た情報（個人情報、業務上知り得た情報）は正当な理由なく外に出してはならない。
(追記)

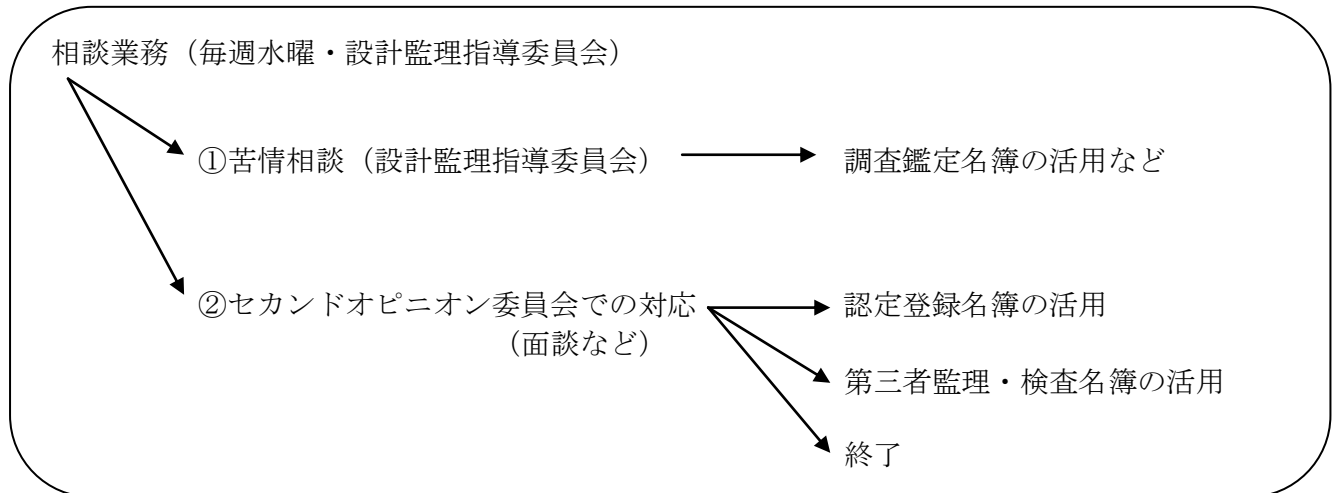
次頁へ

2. フローおよび対応マニュアル骨子の作成について
- ・ 苦情の解決業務資料（日事連発行）の中にあるフローを参考に作成する。

3. 指定講習の内容について
- ・ 建築のながれ
 - ・ 契約について
 - ・ フローの説明
 - ・ マニュアルの説明
 - ・ 設計監理指導委員会主催講習会の受講

4. 設計監理指導委員会の業務との棲み分けについて

＊対応の流れ



5. 第三者監理・検査（インスペクター業務）について

＊第三者監理・検査業務の要綱作成について

- ・ 来年4月以降に担当チームを発足させ第三者監理・検査業務要綱の作成を行う。
- ・ 技術調査委員会や耐震診断業務特別委員会などにも協力を仰ぐ。

＊調査鑑定名簿との棲み分けについて

- ・ 基本的な考え方は、調査鑑定名簿→建設済、第三者監理・検査→建設途中 である。

6. その他

＊登録者名簿の作成について

- ・ 他の名簿（調査鑑定、マンション大規模修繕、定期調査業務、耐震診断）との融合を図り各会員の実施業務をまとめた名簿の作成を提起していく。
- ・ また、各会員の実施業務を検索できるHP内のシステム構築の提案を担当委員会へ行う。

＊委員の相談対応日当について

- ・ 1時間あたり5,000円とする。

＊今後のスケジュールについて

- ・ 2月 委員募集 → ブロック支部委員会に協力依頼を行う。
- ・ 3月 フローおよびマニュアル骨子の確定
- ・ 4月 委員会新体制発足

＊次回委員会日程について

第6回 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会

平成24年1月17日（火）15：00～ 神事協2F会議室にて

以上

23～24年度 第6回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年1月17日(火)	会場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：折笠幸男		

○棕担当副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. フローの作成について

フロー案をもとに内容の確認を行い以下の点について意見が出された。

- ・設計監理指導委員会にてセカンドオピニオン機能を紹介するところから、マニュアルが必要となる。
- ・相談申出人との間においては必ず書面でやりとりを行うように。(棕副会長)
- ・認定登録建築士による現地調査・確認および登録建築士による監理・検査の実施については外注は認めず、登録建築士本人にて行うことを義務づける。

以上の点を追記修正したものを次回再度検証する。

また、設計監理指導委員会にて実施している苦情相談業務の中でセカンドオピニオンに該当する相談案件の割合を確認するため、次回委員会にて過去の事例を確認する。

2. マニュアル骨子の作成について

慶應義塾大学病院、昭和大学藤が丘病院それぞれのHPに掲載されているセカンドオピニオンに関する案内の内容を確認。これらを参考に各項目を設計業界に置き換え、次回委員会までにたたき台を作ることにした。また、申込前および相談途中において相談を断ることができる項目については、設計監理指導委員会の苦情相談業務で使用されている「建築士事務所業務に対する苦情の申出にあたっての注意事項」を参考にする事とする。

3. その他

次回委員会日程について

第7回 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会

平成24年2月14日(火) 15:00～ 神事協2F会議室にて

以上

23～24年度 第7回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年2月14日(火)	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員 長：白井勇 委 員：増田務 折笠幸男		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 苦情解決業務の事例検証について

21～23年度に設計監理指導委員会で対応した電話相談の中で、セカンドオピニオンに該当する事例の数などについて検証を行った。また、次回以降も引き続き行うこととした。

2. フローおよび業務実施規程の作成について

フローおよび業務実施規程、各案について以下の通り内容の精査を行った。

(フローについて)

- ・一連の業務をふたつに分け、「事務局にて申込書受理」～「相談実施(面談)」をステップ1、「認定登録名簿の活用」以降をステップ2とする。
- ・「助言を行い終了」の後にも「本部へ実施報告書の提出」を記載する。
- ・「インスペクター名簿の活用」以降の項目については、「認定登録建築士による現地調査・確認」の後より分かれる形とする。また、「認定登録建築士による現地調査・確認」については、申出人との直接契約とする旨の文言を記載する。

(業務実施規程について)

(定義)第2条

- ・一 建築主等が本部会員等に委託しようとする(追記)
- ・二 建築主等が本部会員等に委託した(追記)

(相談業務の終了)第8条

- ・三 ~~相談申出を会員(建築士事務所)が了解していないとき~~(削除)
- ・七 相談内容が建物のデザインに関する内容であるとき(修正)
- ・十六 申出人から第12条第1項の個人情報又は個人データ提供の(削除)
- ・十七 相談業務の終了が相当であるとき(修正)

3. 相談者宛注意事項の作成について

相談者宛注意事項(案)について以下の通り内容の精査を行った。

また文中の「会員」については、「会員等」に統一することとした。

1. 相談業務について

- ・相談 ② 建築物の調査業務を行うにふさわしい建築士事務所の選定については(削除)

2. 本協会を取り扱わない相談及び相談業務の終了について

- ・3) ~~相談申出を会員(建築士事務所)が了解していないとき~~(削除)
- ・7) 相談内容が建物のデザインに関する内容であるとき(修正)
- ・16) 申出人から第12条第1項の個人情報又は個人データ提供の(削除)
- ・17) 相談業務の終了が相当であるとき(修正)

次頁へ

4. 業務実施に伴う各種様式の作成について

業務実施に伴う各種様式（案）について以下の通り内容の精査を行った。

（様式2）

- ・ 申出人に持参いただくものについては以下の通りとし、各項目にチェック欄を設ける。

- 1.当該建物に関する請負契約書又はその写し
- 2.建物の設計図書、
- 3.見積書
- 4.その他（ ）

- ・ ~~事務手数料12,000円（当日受付にてお支払い下さい。）~~（削除）

5. その他

委員長会での報告等

3月の委員長会では以下の報告および依頼を行う。

- ・ 各種規程および様式等の作成状況について報告
- ・ 委員候補推薦依頼（各ブロック1名ずつ）をブロック支部委員会宛に行う。

尚、候補者推薦にあたっての条件は以下の通りとする。

- ①一級建築士資格取得後実務経験15年以上業務を行っている者
- ②CPD情報提供制度に登録且つ平成23年3月1日～平成24年2月末において12ポイント以上取得している者
- ③設計監理指導委員会主催講習会（調査鑑定研修会）を受講済もしくはこれから受講する者
- ④建築士定期講習を修了済みの者
- ⑤70歳未満の者

また推薦の際、以下の内容について申し出いただくこととする。

- ①過去5年間の主な実績（新築から改修、耐震診断等の設計および監理）
- ②候補者の得意分野について（意匠、構造、設備、その他）

次回委員会開催日程について

第8回家づくりセカンドオピニオン特別委員会

平成24年3月8日（木）10：30～12：00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第8回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年3月8日(木)	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員 長：白井勇 委 員：増田務		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 苦情解決業務の事例検証について

前回に引き続き設計監理指導委員会で対応した相談案件の中で、セカンドオピニオンに該当する事例について検証を行った。

尚、該当する案件については、再度分類分けの作業を行い、最終的にマニュアル化する。

2. マニュアル骨子の作成について

業務実施マニュアル案について精査を行った。

当マニュアル案については「業務実施の流れ」とし、別途応答マニュアルを作成することとした。

また、業務フローも添付することとした。

(タイトル)

- ・業務実施の**流れ** (修正)

(①相談者から神事協への申出)

- ・①相談者から神事協(以下、本部)への**相談**の申出(追記)
- ・2.※この規定において「**相談者**」とは、(修正)
- ・2.※この規定において「相談業務」とは、**相談者**の疑問等について(修正)

(②相談者からの申込みについて)

- ・相談事項が上記に該当すると判断した場合、**且つ相談者がセカンドオピニオンを希望した場合は**、設計監理指導委員会より(追記)

(⑧相談業務における注意事項)

- ・**別紙、応答マニュアル参照**(追記)

3. 委員候補の推薦依頼について

別紙委員会検討依頼書のとおり、本日の委員長会においてブロック支部委員会宛に推薦依頼を行う。

尚、5つの募集要件全てに該当することが条件となるが、推薦された候補者に該当しない要件がある際は、その都度判断する。

4. その他

次回委員会開催日程について

第9回家づくりセカンドオピニオン特別委員会

平成24年4月17日(火) 10:30～12:00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第9回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年4月17日(火)	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員 長：白井勇 委 員：折笠幸男		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 苦情解決業務の事例検証について

次回以降も継続して行うことを確認。

その中でセカンドオピニオン該当案件については、再度分類分けの作業を行い、最終的にマニュアル化する。

2. マニュアル骨子の作成について

マニュアル骨子について討議が行われ、以下の点に基づき作成することとなった。

- ・マニュアルは 応答マニュアル、 注意事項、 チェックリスト、 以上3つの構成とする。
- ・フローには各項目に番号を入れ、それぞれの説明文(マニュアル)を作成する。

尚、作成にあたっては新委員を中心に行うこととする。

3. 委員候補の推薦依頼について

4月26日の理事会に委員数の確定(現委員3名+新委員8名=11名)に関する審議事項を提出し、委員数確定後に改めてブロック長宛に候補者推薦依頼を行う。

また、新委員を含めた新体制における委員会名は現行通りとすることが確認された。

4. その他

次回委員会開催日程について

第10回家づくりセカンドオピニオン特別委員会

平成24年5月11日(火) 10:30～12:00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第10回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年5月11日（金）	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員 長：白井勇 委 員：折笠幸男		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 苦情解決業務の事例検証について

設計監理指導委員会が対応した過去3年分の苦情解決業務対応事例について、セカンドオピニオン関連の事例の抽出作業を行い完了した。

次回からは、抽出された事例を①設計前、②設計中、③施工中、以上3つのグループに選別する作業を行うこととした。

2. 委員候補の推薦依頼について

各ブロックからの委員候補者の推薦状況について、横須賀、相模原より回答をいただいている旨、事務局から報告がなされた。

今後は、候補者が揃った後に委員候補者向けの説明会を開催し、委員会の目的や条件等を説明の上、委員会参加への最終確認を行うこととする。また、新委員会の発足は7月を目標とする。

3. その他

次回委員会開催日程について

第11回家づくりセカンドオピニオン特別委員会

平成24年6月14日（火）10：00～11：30 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第11回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年6月14日(木)	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員 長：白井勇 委 員：増田務 折笠幸男		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 苦情解決業務事例の選別について

前回抽出作業を行った苦情解決業務対応事例について、今回は設計前、設計中、施工中、完成後、以上4つのグループに選別する作業を行った。

選別された事例については、次回以降行う対応マニュアルの作成に活用することとする。

2. 委員候補の推薦について

5ブロックより委員候補者の推薦がなされ、本日の理事会へ審議事項として提出することとした。また承認がなされた際は、次回7月より新体制の委員会を発足させることが確認された。

横浜ブロック (有) 夢工房一級建築士事務所 古居みつ子様

横須賀ブロック (有) 建築工房輝 中村輝守様

県央ブロック 吉川設計一級建築士事務所 吉川昭様

相模原ブロック (有) 福永建築設計事務所 福永憲一様

県西ブロック (有) 田企画設計事務所 久保田登志男様

3. その他

今後のスケジュールについて

10月の理事会までにマニュアル等を取り纏め、11月の業務スタートを目標とする。

また、当事業のPRをみらいふれあいフェスティバルにて行ってはどうかとの意見が出され、今後検討を行うこととした。

次回委員会開催日程について

第12回家づくりセカンドオピニオン特別委員会

平成24年7月11日(水) 10:30～12:00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第12回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年7月11日（水）	会 場	神事協2F会議室			
出席者	担当副会長：棕茂廣					
	委 員 長：白井勇					
	委 員：増田務	折笠幸男	古居みつ子	中村輝守	吉川昭	
	福永憲一	久保田登志男				

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

○委員自己紹介

1. 新委員会の発足と運営体制について

白井委員長より委員会事業の概略、立上げの経緯、これまでの準備経過について説明がなされた。

(立上げの経緯)

既に医療機関等で行っている第三者(医療機関)の意見を聞く制度を設計業界でも導入し、消費者及び業界へPRすることにより会のステータスを上げ、最終的には会員増強に繋げるきっかけとしたい。また、現在設計監理指導委員会にて行っている苦情解決業務の案件の中にも、苦情ではない設計前の建築相談の割合が増えてきていることから、これらの受け皿となる重要な役割を担うことができると考えている。

(事業の概略)

設計監理指導委員会で行っている苦情解決業務を窓口とし、その中で、設計前の建築相談を対象とし、且つ申出人がセカンドオピニオンを希望した場合、都度対応する。

(準備経過)

旧委員会では以下の各種規程案および書式案の作成を行ってきた。

＊規程案5種＊

・業務実施の流れ ・対応フロー ・業務実施規程 ・認定登録要綱 ・注意事項

＊書式案5種＊

・相談申込書 ・相談日時の連絡について ・記録書 ・業務の終了について ・実施状況報告書

2. 今後のスケジュールについて

(今後のながれ)

①相談応答マニュアルの作成(項目ごとに検討部会を編成)

②各種規程案、書式案の精査

↓

10月11日 理事会にて事業実施案を報告

↓

10月20日 みらいふれあいフェスティバルにて発足式

(その他)

- ・内容については、事業を実施しながら徐々に積み上げていく。
- ・発足式までに周知用のチラシを作成する。
- ・委員各位においては後日事務局より配信する各種規程案、書式案のデータを確認の上、修正点等の意見について、また、消費者へのアピール方法について事務局までお寄せ願いたい。

3. その他

今後の委員会開催日程について

第13回：8月7日(火) 第14回：9月11日(火) 第15回：10月9日(火)

いずれも15：00～17：00 神事協会議室にて

尚、発足準備の進捗状況によっては、別途小委員会を開催する場合あり。

以上

23～24年度 第13回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年8月7日(火)	会 場	神事協2F会議室
出席者	委員長：白井勇 委員：折笠幸男 古居みつ子 中村輝守 福永憲一 久保田登志男		

○白井委員長挨拶

1. 相談応答マニュアルの作成について

福永委員より応答マニュアル案の提示があり、今後内容の精査を行うこととした。

2. 各種規程案、書式案の精査について

旧委員会で作成した各種規程案および書式案の中で、業務実施規程案および注意事項案の確認を行い、以下の点について修正を行った。

尚、全文共通として「本部」→「本会」、「申出」→「相談」、「申出人」→「相談者」それぞれを修正することとした。

【業務実施規程案】

(目的) 第1条

この規程は、社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「**本会**」という。）が、建築主と委任を受けた代理人から、建築士事務所が行った業務に関する意見を求められたときに第二の意見を述べるにあたり、**本会**がその業務を行うのに必要な事項を定め、もって、相談業務の円滑な実施の確保をすることで、**建築主の利益保護を図ることを目的とする。**（修正・追記）

(定義) 第2条

- ・一 建築主等が**本会**会員等に〈中略〉設計・**監理**等の業務内容に～（修正・追記）
- ・二 建築主等が**本会**会員等に〈中略〉設計・**監理**等の業務内容に関する～（修正・追記）
- ・**2. 建築物等とは戸建住宅及び共同住宅等の住宅とする。**（追記）
- ・~~2. この規程において「申出人」とは、前項に規定する相談の申出を本部に行った建築主等をいう。~~
(削除)

(相談所の設置等) 第3条

- ・**5. 相談員の相談業務の範囲は相談所での助言に限る。**（追記）

(相談員の心得) 第4条

- ・3. 相談員は、相談業務に関して知り得た**申出人等**の情報を相談業務に必要な範囲を超えて**第三者**に漏らしてはならない。（削除）（追記）

(**本会**が対応する相談) 第6条

- ・一 相談の対象である**建築物等**が～（追記）
- ・二 **原則として相談者が神奈川県内に居住若しくは所在する。**（追記・修正・削除）

(相談業務の終了) 第8条

- ・三 相談申出にあたり**本協会**から指定された～（削除）

【注意事項案】

(前文)

- 1) 本協会では、**住宅の設計・監理業務等**に関して～（削除・修正）

- ~~4) 申出にあたっては、「3. 個人情報等の取り扱いについて」の内容に対する同意が必要です。~~
(削除)

(1. 相談業務について)

相談業務は**住宅の設計・監理業務等**に関して、第二の意見として助言を行い建築主等の疑問解決を促進するものです。本協会が建築主等の代理人として**会員等**と交渉したり、**会員等に対して一定の行為**を命令したりすることは**行いません**。(修正・削除)

3. 周知用チラシの作成について

10月20日 みらいふれあいフェスティバルでの配布を目指し、作成作業を進めることが確認された。

4. その他

(今後のスケジュールについて)

①注意事項案、相談応答マニュアル案の見直し

↓

②業務の流れ案、フローの精査

↓

③相談応答マニュアルの作成

↓

④10月11日 理事会にて事業実施案を報告

↓

⑤10月20日 みらいふれあいフェスティバルにて発足式

(その他)

- ・内容については、事業を実施しながら徐々に積み上げていく。
- ・発足式までに周知用のチラシを作成する。
- ・委員各位においては後日事務局より配信する各種規程案、書式案のデータを確認の上、修正点等の意見について、また、消費者へのアピール方法について事務局までお寄せ願いたい。

(次回の委員会開催日程について)

第14回：9月11日(火) 15:00～17:00 神事協会議室にて
尚、発足準備の進捗状況によっては、別途小委員会を開催する場合あり。

以上

23～24年度 第14回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年9月11日（火）	会 場	神事協2F会議室
------	---------------	-----	----------

出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員 長：白井勇 委 員：増田務 古居みつ子 中村輝守 福永憲一 久保田登志男			
-----	--	--	--	--

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 各種規程案、書式案の精査について

【注意事項案】

下記の文言を追記する。

- ・相談時間は60分を原則とします。
- ・相談料は当面無料とします。

尚、その他の規程案と書式案は精査終了とし、今後運用する中で随時見直していくこととする。

2. 相談応答マニュアルの作成について

設計監理指導委員会での相談対応事例をもとに想定マニュアルを作成する。委員においては後日事務局より配信される対応事例数点を参考に、次回委員会までに各自案を検討する。また、最終的には星野顧問弁護士にチェックをしていただき年度内の完成を目指すこととした。

3. 周知用チラシの作成について

みらいふれあいフェスティバルでの発足式を目指し、市民向けチラシおよび発足式で使用するスライドのデータ作成を進めることが確認された。チラシについては白井委員長にてたたき台を作成する。

尚、チラシに掲載するキャッチコピーについて討議がなされ、以下の案が出された。

- ・第三者の意見を聞いてみませんか？
- ・家づくりに困っていませんか？
- ・失敗しない住まいづくり
- ・安心してお任せできますか？
- ・納得できる夢の家づくり

4. その他

次回の委員会開催日程について

第15回：10月3日（水）14：00～16：00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第15回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年10月3日(水)	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委 員：増田務 折笠幸男 古居みつ子 中村輝守 吉川昭 福永憲一 久保田登志男		

○棕副会長挨拶

1. みらいふれあいフェスティバルでの発足式運営について

20日(土)にみらいふれあいフェスティバルの会場において開催される発足式の運営について討議がなされた。当発足式の前に開かれる開会式へ出席される多数の来賓にも引き続き出席いただくため、開会式の続きのような形で行えるよう、両司会進行者(芝副会長、坂本職員)と打ち合わせを行なうこととした。また、式次第を作成し、内容については冒頭に上原会長より発足にあたってのご挨拶をいただき、その後白井委員長より事業概要について説明を行なうこととした。

尚、当日の委員集合時刻は会場内31番ブースに10:30とする。

2. 周知用チラシの作成について

発足式での配布および会場内での配架を行なうため、白井委員長および作成業者と早急に内容を詰め作成することが確認された。内容については、表面を福永委員より提示いただいた案をもとに、イラスト等を取り入れた一般消費者に分かり易いものに、裏面は注意事項案の中から主なもの抜粋し、分かり易い表現に変えたものを掲載し、両面刷り1枚にすることとした。

また、各支部でも活用できるようきちんとした内容で作成することが確認された。

3. 建築技術教育普及センターの普及事業助成への応募について

このたび建築技術教育普及センターにて募集のあった「平成24年度第2回普及事業助成」への応募について討議がなされた。これは、建築技術の教育普及に資する事業に対し、建築技術教育普及基金を活用して助成がされるもので、当委員会活動についても当助成の対象となることから、応募申請を行なうこととした。また、今年度の建築士事務所キャンペーン(みらいふれあいフェスティバル)開催に係る申請をするのであれば、助成を確実に得るため共同での申請を行なうことも視野に入れる。

4. 相談応答マニュアルの作成について

今年度中の完成に向けて、次回より作成作業を進めることとした。

5. その他

次回の委員会開催日程について
(予定)

第16回：11月1日(木) 15:00～17:00 神事協会議室にて

※正式に確定後、事務局より改めて通知する。

以上

23～24年度 第16回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年11月1日(木)	会 場	神事協地下会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男 古居みつ子 中村輝守 福永憲一 久保田登志男		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. みらいふれあいフェスティバルでの発足式開催報告について

「みらいふれあいフェスティバル2012」の中で開催した発足式について総括がなされ、上原会長にご挨拶を賜り、来賓の方々も含め広くPRでき無事終了した旨が白井委員長より報告された。

2. チラシの活用および消費者へのPRについて

このたび完成したチラシ(3000部)の活用および今後のPRについて討議がなされ、チラシについては各ブロックへ100部ずつ配布し周知協力を依頼することとなった。また、その他のPRについては、神奈川新聞を主体とした地域ミニコミ誌の団体やFMヨコハマなどが興味を示しており、これらをうまく活用していく旨が白井委員長より説明され、確認された。

また、先日、県政記者クラブへみらいふれあいフェスティバルとあわせた形でのマスコミリリースを行なったことがあわせて報告され、今後セカンドオピニオン事業単独でのリリースを再度行なうことが確認された。

3. 建築技術教育普及センターの普及事業助成への応募について

このたび建築技術教育普及センターにて募集のあった「平成24年度第2回普及事業助成」へ以下のとおり応募申請を行なった旨が報告された。

事業の期間	平成24年10月20日～平成25年3月31日
事業実施に要する費用	1100千円(内、センター負担希望額1000千円)
費用の内訳	会場費 100千円(50千円×2回) チラシ作成 150千円 ポスター作成 50千円 講師料 100千円(50千円×2回) 旅費交通費 100千円(50千円×2回) 通信費 50千円 消耗品費 100千円 周知費用 450千円(メディアを利用)
スケジュール	事業の発足 平成24年10月20日～ チラシの配布 平成24年10月20日～ ポスターの配布 平成24年10月20日～ メディアを利用した周知活動 平成24年11月1日～ 現場調査員の募集 平成24年11月1日～ 現場調査員育成講習会の実施(1回目) 平成25年2月頃 現場調査員育成講習会の実施(2回目) 平成25年3月頃

次頁へ

4. 来年度の予算要求について

当委員会事業における来年度予算要求について討議がなされ、以下のとおり案を提出することとした。

(収入)

認定建築士登録講習会	受講料	@	4,000円×80	=	320,000円

					320,000円

(支出)

認定建築士登録講習会	会場費	@	10,000円×2	=	20,000円
	講師料	@	45,000円×2	=	90,000円
	人件費	@	1,000円×18	=	18,000円
	諸雑費	@	10,000円×2	=	20,000円
	交通費	@	10,000円×2	=	20,000円
相談業務	人件費	@	10,000円×24	=	240,000円
	諸雑費	@	1,500円×24	=	36,000円
県民向け巡回相談会	会場費	@	10,000円×3	=	30,000円
	人件費	@	2,500円×9	=	22,500円
	諸雑費	@	3,000円×3	=	9,000円
県民向け広報費	広告費	@	105,000円×1	=	105,000円
マニュアル作成費	諸雑費	@	10,000円×1	=	10,000円

					620,500円

(会議費)

会議費	@	2,500円×108	=	270,000円

				270,000円

5. 今後のスケジュールについて

木造特別委員会にて作成されたチェックシートを活用し、時系列ごとの事例シュミレーションの作成と、設計監理指導委員会で対応した相談案件の中から、再度事例を抽出し、検証作業を行なうことが確認された。また、2月12日に設計監理指導委員会主催にて開催される調査鑑定研修会の中で、当委員会事業周知に関する時間を30分設定していただくよう依頼する。

6. その他

次回の委員会開催日程について

第17回：12月20日（木） 15：00～17：00 神事協地下会議室にて

以上

23～24年度 第17回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成24年12月21日(金)	会 場	神事協2F会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男 古居みつ子 吉川昭 福永憲一 久保田登志男		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 業務規程の見直しについて

総財務委員会より提示のあった業務規程検討案について以下のとおり確認がなされ、再度総財務委員会へ提出することとした。

※下線部___は総財務委員会による検討依頼箇所、当委員会で確認、了承したもの。

※**太字**は当委員会による検討案の再修正箇所。

(目的)

第1条

建築主又は建築主より委任を受けた代理人(以下「**建築主等**」という。)から、建築士事務所が行う又は行った

(定義)

第2条

- 一 建築主等が本会会員**等**に委託しようとする設計・監理等の業務内容に関する
- 二 建築主等が本会会員**等**に
2. この規程において「相談者」とは、前項に規定する第二の意見を求める建築主等をいう。
3. この規程において「建築物等」とは、戸建住宅及び共同住宅等の住宅をいう。
4. この規程において「相談業務」とは、**建築主等の相談**について助言を行う業務をいう。

(相談所の設置等)

第3条

- 本会は、相談業務を行なうため相談所を置く。
2. 相談所は、本会の事務所等に置く。
 3. 相談所には、この規程で定めた様式を備え置く。
 4. その業務にあたり、相談員は委員会**の**委員がその任にあたる。

(相談員の心得)

第4条

2. 相談員は、担当する相談事案に関する現場調査**業務等**を受託してはならない。

(本会が対応する相談)

第6条

- 一 相談の対象である**建築物等**が神奈川県内に所在する。

(相談業務)

第7条

相談者は、相談申込書を本会に提出しなければならない。(様式1)

次頁へ

2. 前項による相談申込書が
3. 委員会は、必要に応じて ～（様式2）
4. 相談員は、相談内容の適切な
5. 相談員は、前項の助言を
6. 相談員は、相談業務記録書を作成し ～（様式3）

（相談業務の終了）

第8条

委員会は、相談業務が ～ 理由を記載した書面を交付する。（様式4）

- 一 相談者が相談を取り下げたとき
- 二 ~~相談者が建築主等以外の者であるとき~~
- 三 相談者が相談にあたり本会から指定された相談に必要な資料を用意出来ないとき
- 四 ~~予約外~~のとき
- 五 相談内容が完成後の建築物等に関するものであるとき
- 六 相談内容が建築物等のデザインに関するものであるとき
- 七 相談内容が第2条第1項以外のものであるとき
- 十五 相談者から個人情報又は個人データ提供の同意が得られないとき、又は停止の求めが

（報告及び啓発）

第11条

委員会は、必要に応じ年度毎に相談業務実施状況（件数・概況等）を本会に報告する。（様式5）

2. 対応マニュアルの作成について

設計監理指導委員会において過去に対応した苦情解決業務の中から、セカンドオピニオンに該当すると思われる事例を抽出し、今回は1-1～1-5までの内容の検証を行なった。尚、今後はセカンドオピニオン該当案件の中からキーワードや問題点を抽出し、マニュアル作成に活かしていくこととした。

レポート（事例）整理番号

1-1 非該当（苦情解決業務）

1-2 該当（セカンドオピニオン案件）

- ・相談者が当事者であるのか？
- ・相談者が当事者でない場合、相談を受けるのか？
- ・相談者からの申し出内容をそのまま記録するのではなく、内容をきちんと確認し、整理して記入する必要があるのでは。

1-3 該当（セカンドオピニオン案件）

- ・なぜ申し出にあるような工法を選択したのかを確認する。
- ・業者 ＝ 設計・施工か？

1-4 非該当（苦情解決業務）

1-5 該当（セカンドオピニオン案件）

その他意見

- ・設計監理指導委員会で対応するもの → 苦情
- セカンドオピニオンで対応するもの → 不信任
- ・相談者に対する言葉遣いとして、『通常』→ ○ 『一般的』→×

3. チラシの活用および消費者へのPRについて

市民向けとしては、先般開催した「みらいふれあいフェスティバル2012」や阪急交通社との提携ガイド事業で配布を行なった。また行政や各確認検査機関への配架については、当事業単独ではなく、他の事業に関するPRチラシとあわせて神事協全体としての働きかけが望ましいと考えられるため、このことについて次回委員長会で提案することとした。

4. 建築技術教育普及センター普及事業助成への応募結果について

先般応募した「平成24年度第2回普及事業助成」について、選考の結果、不採択となったことが事務局より報告された。

5. 設計監理指導委員会との合同委員会開催について

相談に関する対応内容の棲み分け等、擦り合わせを行なう必要があるため、下記日時での合同委員会開催を設計監理指導委員会に提案することとした。また、市民向けに相談を行なっている企画業務委員会のマンション大規模修繕部会にもあわせて同席を依頼する。

合同委員会 開催日程案

平成25年2月15日（金）16：00～ 神事協会議室にて

6. その他

来年度の予算要求修正案について

白井委員長より、来年度予算要求修正案をこのたび総財務委員会へ提出したことが報告された。

尚、修正点は以下のとおり。

（支出）

認定建築士登録講習会	講師料	@ 36,000円× 2	= 72,000円	に修正
	諸雑費	@ 5,000円× 2	= 10,000円	に修正
相談業務	人件費	@ 5,000円× 12	= 60,000円	に修正
	諸雑費	@ 1,500円× 12	= 18,000円	に修正
県民向け巡回相談会	人件費	@ 1,500円× 9	= 13,500円	に修正
県民向け広報費	広告費	@ 52,500円× 1	= 52,500円	に修正
マニュアル作成費	諸雑費	@ 5,000円× 1	= 5,000円	に修正

支出計 328,000円 に修正

（会議費） 会議費 @ 2,500円× 90 = 225,000円 に修正

次回の委員会開催日程について

第18回：平成25年1月10日（木）15：00～17：00 神事協地下会議室にて

以上

23～24年度 第18回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成 2 5 年 1 月 1 0 日（木）	会 場	神事協地下会議室			
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男 中村輝守 吉川昭 久保田登志男					

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 対応マニュアル作成に係る事例検証について

前回に引き続き、設計監理指導委員会で対応した苦情解決業務案件のうち、1 - 6～2 - 5について検証を行なった。

(面談対応案件)

1 - 6 該当(セカンドオピニオン案件)だが、設監の相談業務で解決できる範囲。

1 - 7 該当(セカンドオピニオン案件)だが、設監の相談業務で解決できる範囲。
・相談内容が耐震改修を含めた全体に及ぶものであれば、当委員会での対応が望ましい。

1 - 8 非該当(当協会相談業務の対象外)

1 - 9 非該当(苦情解決業務)

1 - 10 該当(セカンドオピニオン案件)
・協会(委員会)としての検証を依頼されても、引き受けてはならない。このような場合は名簿等を提示の上、相談者より各事務所へ業として依頼してもらう。

1 - 11 非該当(苦情解決業務)

1 - 12 非該当(苦情解決業務)
・業者への不信はあるが手付金の返還は求めず継続する場合は、当委員会での対応となる。記載されている手付金が設計と工事どちらのものが不明。工事のものであれば重要事項説明は不要である。

1 - 13 非該当(苦情解決業務)

1 - 14 非該当(苦情解決業務)
・着工前であれば当委員会での対応となる。また、苦情解決業の概要に記載されている「安全上は問題ないと思われる」のようなお墨付きをあたえるアドバイスは本来してはならない。相談者には、業者に対して再度確認するようアドバイスをするべき。

1 - 15 非該当(当協会相談業務の対象外)

1 - 16 非該当(苦情解決業務)

次頁へ

1 - 17 非該当（苦情解決業務）

1 - 18 非該当（苦情解決業務）

1 - 19 該当（セカンドオピニオン案件）

（電話対応案件）

2 - 1 非該当（苦情解決業務）

2 - 2 該当（セカンドオピニオン案件）だが、設監の相談業務で解決できる範囲。

2 - 3 非該当（苦情解決業務）
・当案件内容の場合は、面談での相談を勧めるべきでは。

2 - 4 非該当（苦情解決業務）

2 - 5 非該当（苦情解決業務）

その他意見

- ・全体的に記載内容が不足しているため、内容が把握しづらい。
→設計監理指導委員会では記載方法について再度徹底を行なった。（増田委員）
- ・アドバイスとして「やめたほうがいい」はNG。相手業者への妨害行為となるため。
- ・相談時の心得としては、相談員の名前は匿名にて、委員会や個人として相談を背負わないことが鉄則である。（棕副会長）
- ・苦情は設計監理指導委員会で、不信感セカンドオピニオンで対応する。

2．チラシの活用および消費者へのPRについて

行政や各確認検査機関へ配架するため、当委員会事業を含めた神事協全体としてのPRチラシの作成を次回委員長会で提案することが確認された。また、1月18日の三合同賀詞交歓会の会場でチラシを配架することとした。

3．合同委員会開催へ向けて

市民向けの相談業務を行なっている設計監理指導委員会、マンション大規模修繕部会との連絡会議を平成25年2月15日（金）16：00～18：00に神事協会議室にて開催することが確認された。また当日は、各業務内容の確認や対応内容の棲み分けについて調整を行なうこととする。尚、当日の議事進行は設計監理指導委員会に依頼する。

4．その他

相談対応案件について

1月9日に対応した相談案件について吉川委員より報告がなされた。相談者が引き続きセカンドオピニオンでの相談を希望されていることから、改めて1月25日（金）13：00～面談の日程を設定し、相談者と調整を行なうこととした。尚、面談当日は棕副会長と吉川委員にて対応いただくこととした。

相談日の設定について

当委員会としての相談実施日を定めることについて討議がなされ、設計監理指導委員会のフォローを受けることを想定し、当該委員会と同じ水曜日を毎月1回程度設定することで今後検討することとした。

次頁へ

次回の委員会開催日程について

- ・設計監理指導委員会
 - ・家づくりセカンドオピニオン特別委員会
 - ・マンション等の大規模修繕業務部会
- } 三委員会合同連絡会議

開催日時：平成25年2月15日（金）16：00～18：00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第19回
(社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成25年3月11日（月）	会 場	神事協会議室
出席者	委員長：白井勇 委員：折笠幸男 古居みつ子 中村輝守 福永憲一 久保田登志男		

○白井委員長挨拶

1. 対応マニュアルの作成について

対応マニュアルの形式について討議がなされ、以前作成された『業務実施の流れ（案）』をベースに、①文面（解説）、②業務フロー、③チェックリストの3点を相互リンクさせた形のマニュアルを作成することが確認された。このことについて、まず事務局にてたたき台を作成し、それをもとに委員会にて精査していくこととなった。

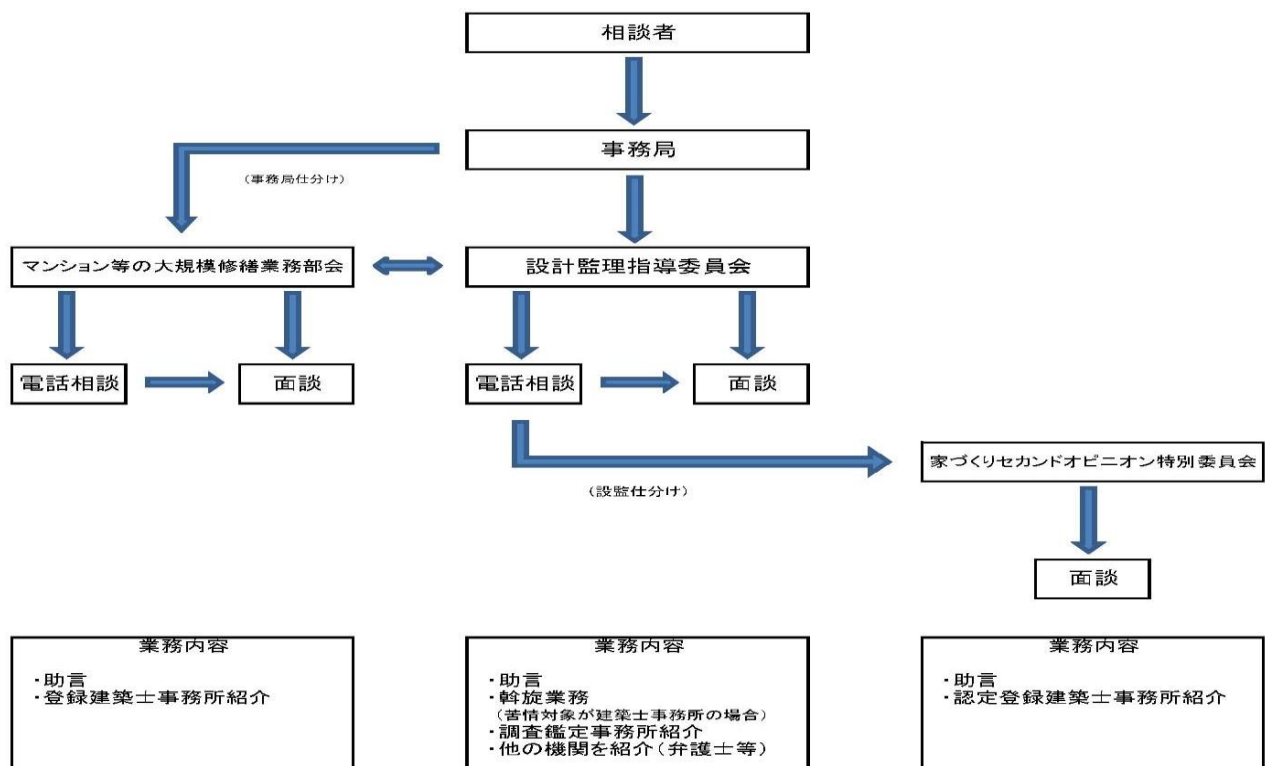
2. 他の委員会が実施している相談業務との棲み分けについて

2月15日開催された相談業務連絡会議で出された案をもとに討議が行われ、以下の棲み分け（案）および業務フローを当委員会として次回の委員長会に提出することとした。

【棲み分け案】

- ・苦情 → 設計監理指導委員会
- ・完成前で苦情以外のもの → 家づくりセカンドオピニオン特別委員会
- ・マンション（戸別以外または管理組合など全体に関わるもの）→ マンション等大規模修繕部会
- ・マンション（戸別のもの、技術的な内容でないもの）→ 設計監理指導委員会

【フロー案】



【その他】

- ・あくまでも担当は表向きのものであり、内容によっては各委員会間で連携を行う。
- ・事務局での相談受付の際に、棲み分けの判断が難しい場合は、原則として設計監理指導委員会に初期対応を依頼する。

3. 次年度以降に展開について

今後については、以下の事業展開を目標に活動することが確認された。

(4～5月)

- ・応対マニュアルの作成
- ・当委員会事業の説明を行った調査鑑定研修会(2月12日開催)の受講者を対象に、認定登録建築士への登録可否アンケートを実施する。

(6月までに)

- ・認定登録建築士の第1次候補者の選定
- ・認定登録建築士向け講習会の開催準備

(7月以降)

- ・認定登録建築士向け講習会の開催

4. その他

広報活動について

昨年10月のみらいふれあいフェスティバルにおいて当委員会事業が発足したが、未だ県民への周知が十分ではないため、マニュアルの作成や各委員会との棲み分け作業と並行して、更なるPRが必要であることが確認された。今後、本会や各支部のホームページへの掲載や関係団体を通じてのPR活動について検討することとした。

次回の委員会開催日程について

第20回：平成25年4月11日(木) 11:00～13:00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第20回
(一社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成25年4月11日(木)	会 場	神事協会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：増田務 折笠幸男 古居みつ子 中村輝守 久保田登志男 事務局：野口友弘		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 対応マニュアル・チェックリストの作成について

事務局にて作成されたチェックリスト案について討議がなされたが、既に相談記録書(様式3)の中にチェック欄があるため、これをアレンジした形で記録書とチェックリストを併用することとした。また様式3の中で、既存の相談対象事務所記入欄については確認を必須とせず、別途、業種(専業、兼業、施工業者)の確認欄を設け、これを必須確認とする。

これにより、対応マニュアルの形式は以下の通りとすることが確認された。

文面(解説)	→	業務実施規程を要約したもの。受付時の注意点なども盛り込む。
業務フロー	→	受付から対応までのフロー(既存のもの)
チェックリスト	→	相談記録書(様式3)に業種チェック欄を加え活用する。

2. 他の相談業務との業務分担について

相談業務連絡会議(2月15日開催)において取り纏められた相談業務実施委員会(家づくりセカンドオピニオン特別委員会、設計監理指導委員会、マンション等大規模修繕業務部会)の業務分担案が3月の委員長会に提出され、当面の間、本案のとおり運営を行なうこととなった旨、事務局より報告された。また、事務局での受付時に判断が難しい案件は、原則として設計監理指導委員会が初期対応を行うことがあわせて確認された。

- ・苦情 → 設計監理指導委員会
- ・完成前で苦情以外のもの → 家づくりセカンドオピニオン特別委員会
- ・マンション関連(個別以外または管理組合など全体に関わるもの)
 - マンション等大規模修繕業務部会
- ・マンション関連(個別のもの、技術的な内容でないもの) → 設計監理指導委員会

3. 新しい委員会組織について

6月の定時総会をもって発足する新しい委員会組織について、資料として示された機構図をもとに白井委員長より説明がなされた。その中で、構造関連の相談については構造専門委員会にて対応をいただくよう、次回委員長会において検討依頼を提出することとした。尚、本検討依頼は、家づくりセカンドオピニオン特別委員会、設計監理指導委員会、マンション等大規模修繕業務部会の3委員会合同にて提出するよう調整を行なう。

4. 平成25年度の展開について

前回の決定事項に加え、下記の事業活動を行なうことが確認された。

- ・対応マニュアルの作成 → 5月までに
- ・苦情解決業務(設計監理指導委員会)への同席 → 設計監理指導委員会と調整

5 . その他

今後の委員会開催日程について

第 2 1 回：平成 2 5 年 5 月 2 3 日（木） 1 1：0 0～1 3：0 0 神事協会議室にて

第 2 2 回：平成 2 5 年 6 月 2 7 日（木） 1 6：0 0～1 8：0 0 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第21回
(一社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成25年5月23日(木)	会 場	神事協会議室
出席者	担当副会長：棕茂廣 委員長：白井勇 委員：折笠幸男 古居みつ子 中村輝守		

○棕副会長挨拶

○白井委員長挨拶

1. 応対マニュアルの作成について

応対マニュアル一式(下記3点)が確認され、当面この内容にて運用することとした。

①チェックリスト兼相談記録書(様式3)

→ 業務形態(専業、兼業、その他)の記入欄を追記。

②相談業務フロー

→ 会全体の相談業務フロー図

③相談業務実施マニュアル

→ 当初作成した「業務実施の流れ」を簡略化したもの。

2. 苦情解決業務(設監・相談業務)の対応について

今後の相談案件発生時の対応準備として、設計監理指導委員会が実施している苦情解決業務への参加について討議がなされた。この件について、新委員会発足後の8月以降より月2回程度同席することが確認され、その旨を設計監理指導委員会へ要請することとした。

尚、当該相談日は設計監理指導委員1名と当委員1名の計2名にて対応を行なう。

3. 次期および今後の事業展開について

新体制においては、指導委員会のもとに事業活動を行なうことから、指導委員会との適確な役割分担を施す必要がある旨が確認された。またこのことについて、下記分担案を設計監理指導委員会へ提案し、今後調整を行なうこととする。

- ・設計監理指導委員会 → 消費者向けの苦情解決業務、建築相談業務
- ・家づくりセカンドオピニオン特別委員会 → 支部、会員に対するセカンドオピニオン業務

4. その他

次回の委員会開催日程について

第22回：平成25年6月27日(木) 16:00～18:00 神事協会議室にて

以上

23～24年度 第22回
(一社)神奈川県建築士事務所協会 家づくりセカンドオピニオン運営特別委員会 議事録

開催日時	平成25年6月27日（木）	会 場	(一社)神奈川県建築士事務所協会 会議室		
出席者	担当副会長 棕茂廣 副会長兼委員長 白井勇 委員 折笠幸男 古居みつ子 中村輝守 久保田登志男				

○棕副会長挨拶

○白井副会長兼委員長挨拶

1. 苦情解決業務(設監・相談業務)への対応について

今後の相談案件発生時の対応準備として、設計監理指導委員会が実施している苦情解決業務への参加について討議がなされ、8月から12月までの月2回(第1、第3水曜日)当業務に参加することとし、本日出席の委員にて下記の通り一旦割振りを行なった。

尚、未定日については、委員の充当で補えない場合、設計監理指導委員会に調整を依頼する。

- ・8月7日 中村委員
- ・8月21日 (未定)
- ・9月4日 (未定)
- ・9月18日 久保田委員
- ・10月2日 古居委員
- ・10月16日 久保田委員
- ・11月6日 古居委員
- ・11月20日 中村委員
- ・12月4日 (未定)
- ・12月18日 (未定)

2. 今後の事業展開及びPRの促進について

各委員より以下の意見が出され、今後検討を行なうことで次期委員会へ引き継ぐこととした。

- ・インスペクター制度の整備
- ・行政や各関連団体へ売り込みを行なうため、会の活動概要を記したPRパンフの早急な作成を提起する。(売り込みの際は、認定登録建築士に協力を仰いでもよいのでは。)
- ・金融機関と提携し、窓口へのPRパンフの設置や相談会を行なう。
- ・各種名簿(調査鑑定、マンション大規模修繕など)の統一化を図り、消費者に対して会の活動をわかりやすく示す。
- ・委員会の開催間隔について検討してはどうか。

3. その他

次回の委員会開催日程について

次回の開催日は未定。来月(7月16日)開催される理事会以降に改めて招集する。

以上